

京都大学情報環境機構教育用コンピュータシステム及び学術情報ネットワークシステム利用規程新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(前 略)	
第8条 KUINSに機器を接続しようとする者は、所定の申請書を機構長に提出し、その承認を受けなければならない。	第8条 KUINSに機器を接続しようとする者は、 <u>あらかじめ所属する部局の部局情報セキュリティ技術責任者（京都大学の情報セキュリティ対策に関する規程（平成15年達示第43号）第5条の2第1項に定めるものをいう。以下同じ。）の同意を得たうえで、所定の申請書を機構長に提出し、その承認を受けなければならない。</u>
2 機構長は、KUINSの接続を承認した者（以下「KUINS接続者」という。）に対して、その旨を通知するものとする。	2 機構長は、KUINSの接続を承認した者（以下「KUINS接続者」という。） <u>及び当該KUINS接続者の所属する部局の部局情報セキュリティ技術責任者（以下「KUINS接続技術責任者」という。）</u> に対して、その旨を通知するものとする。
第9条 機構長は、KUINS接続者に対し、KUINSの接続機器の状況について報告を求めることができる。	第9条 機構長は、KUINS接続者 <u>又はKUINS接続技術責任者</u> に対し、KUINSの接続機器の状況について報告を求めることができる。
第10条 KUINSに機器を接続する場合、次の各号に掲げる地点を責任分界点とする。 (1) グローバルIPアドレスのKUINS（次条において「KUINSⅡ」という。）においては、機器設置のネットワーク機器の端子 (2) プライベートIPアドレスのKUINS（次条において「KUINSⅢ」という。）においては、機器設置の情報コンセントの端子	第10条 } (1) (同 左) (2)
第11条 前条に定める責任分界点に何らかの機器又は配線を接続する場合は、次の各号に掲げる者を選出し、機構長に届け出なければならない。 (1) KUINSⅡにおいては、サブネット連絡担当者 (2) KUINSⅢにおいては、VLAN管理責任者	第11条 部局情報セキュリティ技術責任者は、前条に定める責任分界点に何らかの機器又は配線を接続する場合は、次の各号に掲げる者を選出し、機構長に届け出なければならない。 (1) KUINSⅡにおいては、サブネット連絡担当者 (2) KUINSⅢにおいては、VLAN管理責任者
第12条 KUINS接続者が、KUINSに機器を接続する必要がなくなったとき又は利用資格がなくなったときは、速やかに機構長にその旨を届け出なければならない。	第12条 KUINS接続者が、KUINSに機器を接続する必要がなくなったとき又は利用資格がなくなったときは、速やかに機構長 <u>及びKUINS接続技術責任者</u> にその旨を届け出なければならない。
(後 略)	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規程は、平成22年4月1日から施行する。</p>